# 事業継続と法環境研究会 2015年度 第7回会合 (議事録)

### 1. 会合概要

(1) 開催日時 2016年2月18日(木)18:00-20:00

(2)場所 所在地:東京都港区西新橋 2-11-5 TKK 西新橋ビル7階

会場名:シーマ・ラボ・ジャパン株式会社会議室

(3) 今回の議長役:上田

(4) 議事録作成者:上田

(5) 今回の幹事:上田

(6) 出席者:5名 欠席者:6名

出席メンバー		出席メンバー	オブザーバー など	
1. 座長 森 健 X		8. 畠田 孝子 (大阪)		$\boxtimes$
2. 副座長 上田悦久	$\boxtimes$	9. 前田 もろび		
3. 井上 修一 X		10. 志方 宣之 X		
4. 小友 修 X		11. 及川 学		
5. 小山 和博	$\boxtimes$	12.		
6. 篠原 秀一		13.		
7. 杉原 利典 (大阪)		14.		

(7) 主要な決定事項

特になし。

- (8) 次回開催予定
  - ① 開催日時:6回2016年3月10日(木):18:00-19:30(予定)
  - ② 場所 所在地:東京都港区西新橋 2-11-5 TKK 西新橋ビル

会場名:シーマ・ラボ・ジャパン株式会社

- ③ テーマ:まとめ(森さん)
- (9) 配付資料

「地震・感染症のまとめ」

## 2. 議事内容

(1) 地震・感染症

及川さん・小山さんから説明および討議内容。

● 企業の防災活動に直接的に影響するのは消防法と考えられるが、自衛消防隊を維持することも困難になっていないか。

- 避難情報は、複数の法律に規定があるが、事象で用語が違い、切迫感と危機感が結びつかない。企業内では、「避難命令」とするのが良いのではないか。判断に迷いが生じないように、各法令の避難警告による、社内での具体的基準作りが必要になる。
- 避難の判断による指示を社員に出す場合、不法行為や損害賠償の追及などの問題を解決するために、就業規則等に緊急時の指示に関する規定をしておくことが望ましい。さらに、 非直接雇用者に対する派遣事業者や請負事業者との協議も必要になる。
- 拡散防止にかんして、水防法に関する検討が少ないと思われる。特に、地下街や要配慮者 利用施設では、早めの対応が求められるので、訓練や事前の計画が必要となろう。
- 復旧のフェーズでは、代替品の調達に関して業界団体を通じての調達が有効かもしれないが、独占禁止法(国内外で適応の可能性)に抵触しないような方法の検討が必要になる。
- 上場企業の場合には、災害に起因する損害が生じた場合には、財務状況への影響を適時開 示する必要がある。
- 感染症に対する準備・対応については、企業の業種によって方法・内容・規模などが異なる。
- 感染症に関して、感染症法は患者への対応であるのに対して、特措法はまん延など社会全体での対応を念頭にしていることが異なる。
- 感染症対策の策定に当たっては、個人情報の取扱に留意が必要になる。

## 3. 次回の討議

### (1)討議予定テーマ

第1回 8月20日(木) 活動計画確認

<del>第2回 9月17日(木) 風水害発表、井上/上田、9/17</del>

第3回 10月29日 (木) 豪雪発表、篠原、10/29

<del>第4回 11月19日(木) 火山噴火発表、志方、11/19</del>

第5回 12月14日(月) テ□発表、小友/前田、12/10⇒12/14

第6回 1月21日 (木) 情報セキュリティ発表、森、1/21

<del>第7回 2月18日 (木) 地震/感染症発表、小山/及川、2/18</del>

第8回 3月10日(木) まとめ

# 4. その他

なし